府令・省令

○内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省、令第一号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十三条の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「第五十一号」を「第五十四号」に改める。

別表中第五十九号を第六十二号とし、第三十九号から第五十八号までを三号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十号とし、同号の次に次のように加える。

四十一　傾斜計	傾斜の測定

別表中第三十七号を第三十八号とし、同号の次に次のように加える。

三十九　差圧式流量計	液体の流速又は流量の測定

別表中第三十六号を第三十七号とし、第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次のように加える。

三十四　水銀トリム・ヒール調整装置	船舶の姿勢の制御

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○文部科学省令第二十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日　文部科学大臣　松野　博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「及び体育」を「、体育及び外国語」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

附　則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

○経済産業省令第四十二号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日　経済産業大臣臨時代理　国務大臣　石原　伸晃

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
1．家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1（1）・（2）　［略］ （3）　通常の使用状態において、蒸気の漏れ又は減圧装置や圧力調整装置の操作若しくは作動による蒸気の噴出によつて、使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸気が使用者に直接かかるような構造となつていないこと。
2～11　［略］	
2．乗車用ヘルメット	1　［略］ 2（1）　ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。 なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格T8133（2015）乗車用ヘルメット3．13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。

改正後

別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
1．家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1（1）・（2）　［略］ ［新設］
2～11　［略］	
2．乗車用ヘルメット	1　［略］ 2（1）　ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。 なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格T8133（2007）乗車用ヘルメット3．13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。

改正前